

基 監 第 3 3 号
令和 2 年 8 月 2 1 日

基山町長 松 田 一 也 様

基山町監査委員 太 田 博 史

基山町監査委員 天 本 勉

令和元年度基山町健全化判断比率及び資金不足比率審査意見書の提出
について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第 3 条第 1 項及び第 22 条第 1 項の規定により、
審査に付された健全化判断比率及び資金不足比率並びにこれらの算定の基礎となる事項を
記載した書類を審査したので、その結果について別紙のとおり意見書を提出します。

令和元年度基山町健全化判断比率及び資金不足比率審査意見書

1 審査の概要

この審査は、町長から提出された健全化判断比率及び資金不足比率並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかどうかを主眼として実施した。

2 審査の期間

令和2年8月4日（火）から8月11日（火）まで

3 審査の結果

審査に付された下記の健全化判断比率及び資金不足比率並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められた。

記

(単位：%)

健全化判断比率	令和元年度	平成30年度	平成29年度	早期健全化基準	財政再生基準
① 実質赤字比率	— (黒字2.74)	— (黒字3.81)	— (黒字3.53)	15.0	20.0
② 連結実質赤字比率	— (黒字6.32)	— (黒字7.18)	— (黒字8.06)	20.0	30.0
③ 実質公債費比率	8.3	9.3	10.6	25.0	35.0
④ 将来負担比率	— (△3.5)	— (△1.1)	31.3	350.0	/
資金不足比率	令和元年度	平成30年度	平成29年度	経営健全化基準	
⑤ 下水道事業会計	—	—	—	20.0	

(注) ①～④に係る表中の「—」の表示は、赤字額がないこと又は算定値がないことを示す。

⑤に係る表中の「—」の表示は、資金不足額がないことを示す。

- ① 実質赤字比率とは、一般会計等を対象とした実質赤字額の標準財政規模に対する比率である。
- ② 連結実質赤字比率とは、全会計を対象とした実質赤字額又は資金不足額の標準財政規模に対する比率である。
- ③ 実質公債費比率とは、標準財政規模に対する公債費や公債費に準ずる経費等（一部事務組合の公債費に対する負担金や公営企業の公債費に対する繰出金等）の占める割合の過去3年間の平均である。
- ④ 将来負担比率とは、一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模に対する比率である。
- ⑤ 資金不足比率とは、公営企業会計ごとの資金の不足額の事業規模に対する比率である。

4 審査意見

(1) 実質赤字比率について

令和元年度は、実質赤字額が生じていない。一般会計の実質収支が対前年54百万円減少したため実質黒字比率が1.07ポイント下がった（悪化した）が、良好な財政状況であると認められる。

(2) 連結実質赤字比率について

令和元年度は、実質黒字比率が6.32%となった。良好な財政状況であると認められる。

(3) 実質公債費比率について

3か年平均では、令和元年度は8.3%で前年度より1.0ポイント減少（改善）された。平成30年度の佐賀県の平均は8.5%となっている。本町は良好な状況と言える。

(4) 将来負担比率について

平成30年度から将来負担比率は実質“0”と算定されている。財政状況は改善されたと言える。

(5) 資金不足比率について

下水道事業会計のみを対象としているが、令和元年度も引き続き資金不足は発生していない。今後も健全な事業運営が行われることを望む。

(6) まとめ

この財政健全化法の比率を改善する方策は、税収等が増加すること、負債額を減少させることである。

今後、税収増が期待できないのであれば、行政サービスや地域の活性化を悪化させないためには、負債額を減少させることしかないと考える。今後も借入金の縮減に努められたい。